

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

平成29年4月14日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期 作成業務委託

(2) 事業の目的

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)」は平成27年度からの10カ年の計画とし、平成27年度から平成30年度を前期の計画期間、平成31年度から平成34年度までを後期の計画期間、その後平成35年度から平成36年度を調整期間として運用する予定である。これまで運用してきた事業の実績や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた社会のユニバーサルデザインへの関心の高まり、また技術の革新等の状況を踏まえ、後期の計画を平成29年度、30年度の2カ年で作成することを目的とする。

(3) 業務内容(案)

<平成29年度>

- 1) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」のたたき台の作成に関する業務
- 2) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」のたたき台の作成のための区民参加に関する業務
- 3) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」のたたき台の作成に関する会議用資料の作成に関する業務
- 4) ユニバーサルデザイン普及啓発事業の支援に関する業務

<平成30年度>

- 1) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」の案の作成に関する業務
- 2) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」の案の作成のための区民参加に関する業務
- 3) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」の案の作成に関する会議用資料の作成に関する業務
- 4) ユニバーサルデザイン普及啓発事業の支援に関する業務

(4) 履行期間

平成29年7月中旬から平成31年3月27日(水)まで

契約締結は単年度ごとに行い、平成30年度以降の契約については前年度の履

行状況が良好と認められること、予算配当があることを条件とする。

2．参加資格条件

参加表明書提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (6) 平成24年4月以降に東京都、都内区市又は東京都近郊の市において、ワークショップ等の手法を用いた住民参加によるユニバーサルデザインあるいは福祉のまちづくり関連業務といった、本業務と同種・類似の業務を行った実績を有すること。

同種・類似の業務：ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画及びバリアフリー法に基づく各種計画の策定又は改定に関する業務

3．提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4．提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 技術者実績等（技術者資格、実務実績、担当効果）
- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等）
- (5) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (6) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性、担当効果）
- (7) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

5．手続等

(1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課（担当：岡寄均、高野由記）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2038 / FAX：03-5432-3084

E-mail：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期 間：平成29年4月14日（金）～平成29年5月1日（月）

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [住まい・街づくり・交通](#) > [Eバーカレサイン](#)

上記(1)にて窓口配布(土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成29年5月1日(月)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成29年5月30日(火)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無し

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.(1)

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は、上記5.(2)の説明書による。